資料１—３

平成２２年度業務実績評価別添資料

評価委員会が特に厳正に評価する事項　及び政・独委の評価の視点への対応状況説明資料

独立行政法人医薬基盤研究所
平　成　２　３　年　８　月

目次

項目１　財務状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

項目２　保有資産の管理・運用等　・・・・・・・・・・・・・・・・　３

項目３　組織体制・人件費管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

項目４　事業費の冗費の点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

項目５　契約　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

項目６　内部統制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

項目７　事務・事業の見直し等　・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

（項目１）

財　務　状　況

① 当期総利益又は総損失	当期総損失　　１億円
② 利益剰余金又は繰越欠損金	繰越欠損金　　３１７億円
③ 当期運営費交付金債務	４億円（執行率　　９６．１%）

④ 利益の発生要因 及び 目的積立金の申請状況	○法人単位の財務諸表において当期総損失が１億円発生している。これは、開発振興勘定において２．６億円の当期総利益が発生したこと、研究振興勘定において３．９億円の当期総損失が発生したこと、承継勘定において０．２億円の当期総利益が発生したことによるものである。研究振興勘定の損失内容は、政府出資金を委託費として支払ったことにより、独法会計制度の構造上、費用計上として扱ったことによるものである。
⑤ 100 億円以上の利益剰余金又は繰越欠損金が生じている場合の対処状況	繰越欠損金への解消への取組について ○承継勘定では、独法会計制度の構造上、256 億円の繰越欠損金が発生している。 研究開発法人が持つ保有特許の存続期間が終了する平成 36 年３月末までの間、出資法人に対して具体的な事業計画の策定を求め、研究成果の事業化・収益化を促すとともに、期待される収益が管理コストを下回ると判断される場合は外部専門家の意見を踏まえ、速やかに株式の処分を行うこととしている。 ○研究振興勘定では、独法会計制度の構造上、65 億円の繰越欠損金が発生している。繰越欠損金の拡大を抑えるため、21 年度より新規採択を休止したが、全ての既採択案件に対し、早期実用化を促すため、進捗状況等報告会等を通じ、指導・助言を実施した。 ○企業より市場ニーズや競争環境という視点を入れた収益見通しに関する書類の提出を求め、当研究所において繰越欠損金に関する計画策定委員会を開催し、収益見通しについて独自データも踏まえ確認した。

⑥運営費交付金の執行率が９０％以下となった理由	○執行率は９６．１％であり、９０％以下とはなっていない。

（項目２）

保有資産の管理・運用等

① 保有資産の活用状況とその点検 （独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講じる措置が定まっているものを除く。）	・当研究所は平成17年4月に設立された法人であり、設立時に引き継いだ資産を有効活用している。従って、減損等の処理はしていない。 　また、独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講じる措置が定まっているもの以外の不要財産はない。しかしながら、今後、必要に応じて見直しを図っていくこととする。保有する特許は基盤研の前身から引き継いだものである。それらの特許については、活用状況等を踏まえ、今後見直しを図っていくこととする。 ・宿舎については、宿舎の設置状況（事業所内外の設置、土地保有の有無）、業務の緊急性や地域の危険性との関係、国家公務員宿舎の動向等も踏まえ、必要であれば見直しを検討していきたい。
②資金運用の状況	・当研究所の資産運用に当たって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性のある運用は行っていない。 ・独立行政法人医薬基盤研究所余裕金運用要領に基づき運用方法は、国債・地方債・政府保証債・銀行及び郵便局等金融機関への預金である。
③債権の回収状況	・承継事業に係る債権の回収については、2社から111,300千円を22年度計画通り実施した。 ・関連法人への貸付については、実施していない。

（項目３）

組織体制・人件費管理
（委員長通知別添一関係）

①給与水準の状況 と 総人件費改革の進捗状況	【給与水準について】 １．当研究所の給与水準は、研究職及び事務職ともに、国家公務員と同一であり、法人独自の手当もなく適正な水準である。 ２．平成２２年度実績のラスパイレス指数（対国家公務員）は、研究職員で９２．２%、事務職員で１１３．２%となっている。事務職員のほとんどが国からの出向者であるが、給与水準が特に高いわけでなく、給与支給額は国に在籍時と同一である。 給与水準が国家公務員と同一であるにもかかわらず、事務職員のラスパイレス指数が高くなる要因は以下のとおりである。 ①正規職員の構成の特異性 非常勤職員を積極的に活用しており、正規職員の雇用を抑えた結果、国家公務員行政職俸給表（一）６級相当以上の管理職の割合（29.4%。17 人中５人。）が相対的に高くなるため。（相当する全国平均は 15.3%。（「平成 22 年度国家公務員給与の概要」） ②組織的要因 当研究所は地域手当の支給対象地域である大阪府茨木市に所在しており、職員の受給割合が 100%（相当する全国平均は 77.9%（「平成２２年度国家公務員給与の概要」）であること及び職員の多くが東京都特別区にある国の機関からの出向者であり、地域手当について、異動保障により、当研究所の所在地における手当より高くなる者の割合（82.4%。17 人中 14 人。）が相対的に高くなるため。 ③職員の学歴の相違 職務の専門性（医学、薬学分野等）から事務職員の大卒者割合（70.6%。17 人中 12 人。）が相対的に高くなるため。（相当する全国平均は 51.6%。（「平成 22 年度国家公務員給与の概要」） ３．当研究所の給与水準は国に準じており、適切なもので

	あると考えており、今後とも、国の給与法改正に合わせ所要の見直しを行っていく。 【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 93.6%（国からの財政支出額 10,356,220 千円、支出予算の総額 11,062,926 千円：平成 22 年度予算） 平成 22 年度決算における支出額 10,727,338 千円のうち、6,968,233 千円は当研究所以外の大学等に競争的資金等として支出するものであり、残りの 3,759,105 千円のうち、2,800,923 千円は研究事業費、958,182 千円は一般管理費である。そのうち、俸給等の給与支給額は 628,809 千円（支出総額に占める割合：5.9%）であり、人件費が国からの財政支出を増加させる要因でなく、適切な給与水準であると考える。 【累積欠損額について】 累積欠損額は 30,722,363,101 円（平成 21 年度決算） 当該繰越欠損金は、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施していた出資事業により生じたものである。当該事業は、研究開発に必要な費用を政府出資金により賄うため、会計処理上、研究開発の進行に伴い出資金と欠損金の双方が増加する構造となっている。 また、実用化研究支援事業は、国の財政投融資特別会計から政府出資金を受け入れ当該資金を委託費として支出しているものであり、費用として欠損金が増加する構造となっている。 このように、当該繰越欠損金は、会計処理上発生しているもので給与支出とは無関係であり、給与支出が繰越欠損金を増加させる要因ではない。
②国と異なる、又は法人独自の諸手当の状況	○現在、該当する手当は設けておらず、今度とも設ける予定はなし。
③福利厚生費の状況	法定福利費　147,866 千円（役職員一人当たり 589,109 円） 法定外福利費　24,953 千円（役職員一人当たり 99,412 円）

	1．法定外福利費について 　当該費用については、労働安全衛生法に基づき健康診断費用及び産業医の業務委託並びに社宅借上経費であり、それぞれ必要な経費でありかつ水準も適正なものである。 2．健康保険料の労使負担割合について（現行：事業主負担 52%、被保険者負担 48%） 　当該保険料率については、加入する大阪薬業健康保険組合理事長あてに平成 22 年６月２日付け文書をもって、労使折半への見直しを検討するよう要請した。

（項目３の２）

○　国家公務員再就職者の在籍状況　及び
法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者[注1]の在籍状況

（平成 23 年 3 月末現在）

	役　員[注2]			職　員		
	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
総　数	1人	3人	4人	81人	169人	250人
うち国家公務員再就職者	0人	1人	1人	0人	0人	0人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち非人件費ポスト	0人	0人	0人	0人	169人	169人
うち国家公務員再就職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人
うち法人退職者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

注１　「法人を一度退職した後、嘱託等で再就職した者」とは、法人職員が、定年退職等の後、嘱託職員等として再度採用されたものをいう（任期付き職員の再雇用を除く。）。

注２　役員には、役員待遇相当の者（参与、参事等の肩書きで年間報酬額 1,000 万円以上の者）を含む。

注３　「非人件費ポスト」とは、その年間報酬が簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第 53 条第 1 項の規定により削減に取り組まなければならないこととされている人件費以外から支出されているもの（いわゆる総人件費改革の算定対象とならない人件費）

④国家公務員再就職者及び本法人職員の再就職者の在籍ポストとその理由	○国家公務員再就職者１名の役員のポストは、非常勤監事である。 当該非常勤監事は平成２３年３月末で退職。（平成２３年度からは、公募採用により再就職者以外の者が採用。） ○ 本法人職員の再就職の在籍ポストはなし。 ○ これらの再就職者の在籍ポストは将来的にも設ける予定はなし。

独立行政法人医薬基盤研究所の役職員の報酬・給与等について

Ⅰ 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の勤勉手当の額は、役員給与規程第8条第2項において、「厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。」旨規定している。
平成22年度においては、当該評価委員会の業務実績の評価結果及び役員の業績を踏まえ、増額または減額を行わずに支給した。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国に準じた給与体系をとっており、国の給与法改正を踏まえ、基本給月額の0.22%引き下げ、賞与を0.2月分引き下げを行った。
理事	該当なし。
理事(非常勤)	国に準じた給与体系をとっており、国の給与法改正を踏まえ、非常勤役員手当について、0.28%の引き下げを行った。
監事	該当なし。
監事(非常勤)	国に準じた給与体系をとっており、国の給与法改正を踏まえ、非常勤役員手当について、0.76%の引き下げを行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,650	千円 11,809	千円 4,525	千円 1,181 (地域手当) 136 (通勤手当)			
A理事(非常勤)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0 ( )			◇
A監事(非常勤)	千円 1,685	千円 1,685	千円 0	千円 0 ( )			*
B監事(非常勤)	千円 1,580	千円 1,580	千円 0	千円 0 ( )			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。
注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後

独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄。
注3：地域手当とは主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため、支給される手当である。

3　役員の退職手当の支給状況（平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘　要	前職
法人の長	千円	年	月			該当なし	
理事A（非常勤）	千円	年	月			該当なし	
監事A（非常勤）	千円	年	月			該当なし	
監事B（非常勤）	千円	年	月			該当なし	

注1：「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。
注2：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、定型的業務について合理化を図るなどし、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律に準拠するとともに、人事院勧告の際には国と同様の改定を行い給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の意欲向上や効率化を図るため、勤務成績等を給与にも反映させる人事評価制度を平成20年度から実施し、評価結果については、平成21年度賞与から反映している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	査定期間中の勤務成績に応じて支給した。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

国に準じた給与体系をとっており、国の給与法改正を踏まえ、俸給表を平均0.19%引き下げ、賞与については一般の職員において0.2月分引き下げを行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均) 総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	46	43.3	7,332	5,602	137	1,730
事務・技術	17	39.5	6,649	5,051	196	1,598
研究職種	24	47.0	8,394	6,429	111	1,965
技能・労務職種	5	38.5	4,561	3,504	58	1,057
任期付職員	14	44.2	8,466	6,665	129	1,801
研究職種	14	44.2	8,466	6,665	129	1,801
再任用職員	2	—	—	—	—	—
研究職種	2	—	—	—	—	—
非常勤職員	77	39.0	4,255	4,255	161	0
事務・技術	16	40.2	2,893	2,893	93	0
研究職種	35	35.9	4,843	4,843	120	0
研究補助	21	37.6	3,523	3,523	255	0
研究調整専門員	5	63.3	7,575	7,575	272	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
注2:常勤職員の医療職種及び教育職種、在外職員、任期付職員の事務・技術、医療職種及び教育職種、再任用職員、非常勤職員の医療職種及び教育職種については該当者がいないため省略した。
注3:再任用職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人数以外は記載していない。
注4:「技能・労務職種」とは、薬用植物の栽培等に関する専門的業務を行う職種を示す。
注5:「研究補助」とは、研究の補助的業務を行う職種を示す。
注6:「研究調整専門員」とは、特殊な経験、技能を有し、所定の暫定期間において専門的業務に従事する職員を示す。

② 年間給与の分布状況（事務・技術職員／研究職員）〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

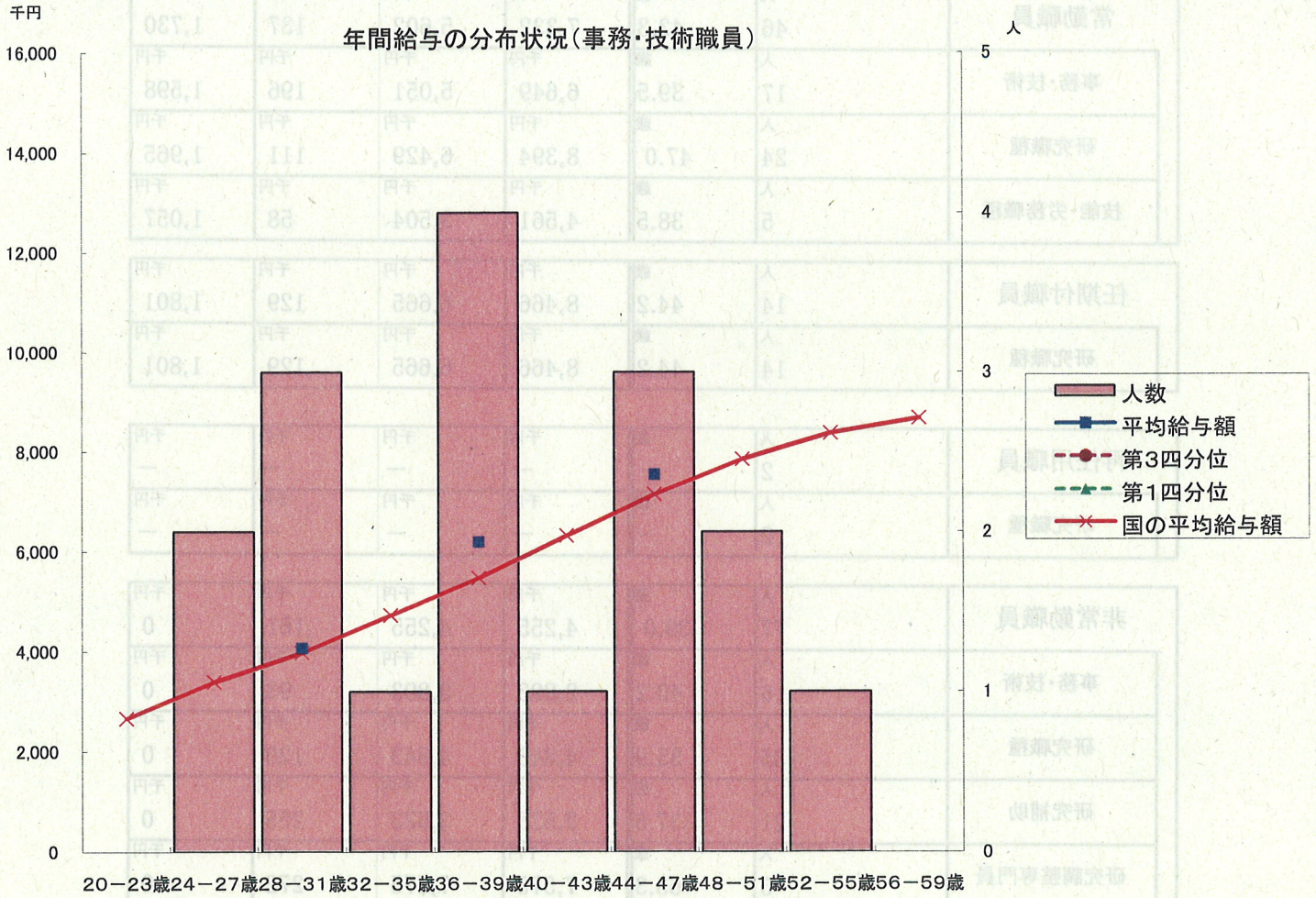

注：①の平均給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
年齢28-31歳及び36-39歳、44-47歳以外の該当者はいずれも2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与については表示しない。
すべての年齢層において4人以下のため第1・第3分位折れ線を表示していない。

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
本部部長	2	—	—	—	—
本部課長	4	46.5	—	8,540	—
本部課長補佐	1	—	—	—	—
本部係長	6	37.8	5,205	5,517	5,874
本部係員	4	28.5	—	3,637	—

注1：人員が4人以下のため、四分位の値が求められない箇所があり、一部第1四分位及び第3四分位を記載していない。
注2：部長及び課長補佐については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

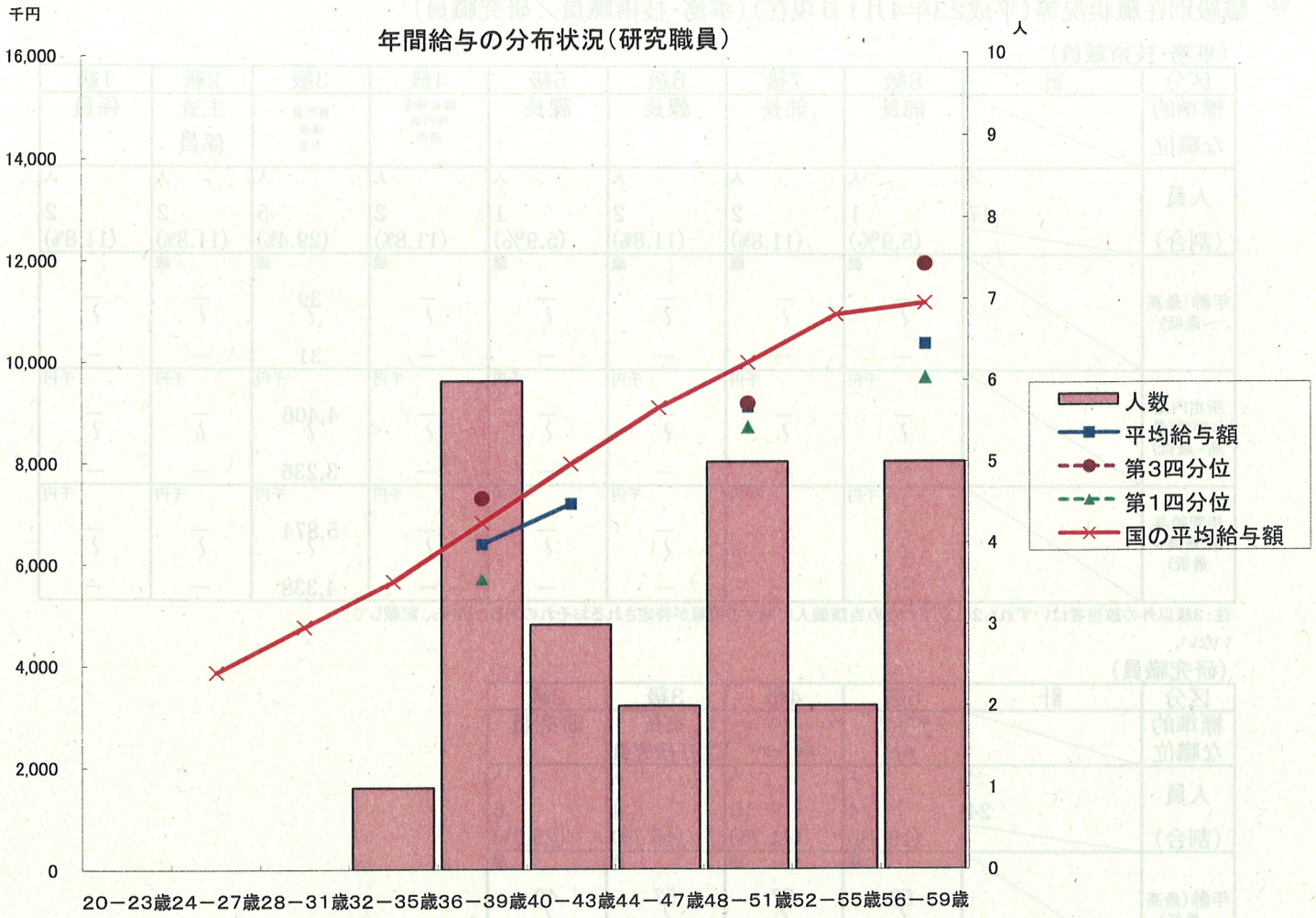

注：年齢32-35歳及び44-47歳及び年齢52-55歳の該当者はいずれも2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与については表示しない。
年齢36-39歳及び48-51歳、56-59歳以外の該当者は4人以下のため第1・第3分位折れ線を表示しない。

（研究職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
研究部長	2	—	—	—	—
研究課長	3	51.2	—	10,313	—
主任研究員	13	49.2	8,059	8,524	9,146
研究員	6	38.2	5,667	5,725	5,921

注1：人員が4人以下のため、四分位の値が求められない箇所があり、一部第1四分位及び第3四分位を記載していない。
注2：研究部長については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

③ 職級別在職状況等（平成23年4月1日現在）（事務・技術職員／研究職員）

（事務・技術職員）

区分	計	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	課長	課長	課長補佐 専門員 係長	専門員 係長 主査	主査 係員	係員
人員 （割合）	人 17	人 1 (5.9%)	人 2 (11.8%)	人 2 (11.8%)	人 1 (5.9%)	人 2 (11.8%)	人 5 (29.4%)	人 2 (11.8%)	人 2 (11.8%)
年齢（最高～最低）		歳 — ～ —	歳 — ～ —	歳 — ～ —	歳 — ～ —	歳 — ～ —	歳 39 ～ 31	歳 — ～ —	歳 — ～ —
所定内給与年額（最高～最低）		千円 — ～ —	千円 — ～ —	千円 — ～ —	千円 — ～ —	千円 — ～ —	千円 4,406 ～ 3,236	千円 — ～ —	千円 — ～ —
年間給与額（最高～最低）		千円 — ～ —	千円 — ～ —	千円 — ～ —	千円 — ～ —	千円 — ～ —	千円 5,874 ～ 4,338	千円 — ～ —	千円 — ～ —

注：3級以外の該当者はいずれも2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載していない。

（研究職員）

区分	計	5級	4級	3級	2級
標準的な職位		研究所長 センター長 部長	プロジェクトリーダー 研究リーダー	室長 主任研究員	研究員
人員 （割合）	人 24	人 4 (16.7%)	人 10 (41.7%)	人 4 (16.7%)	人 6 (25.0%)
年齢（最高～最低）		歳 58 ～ 49	歳 57 ～ 39	歳 57 ～ 38	歳 40 ～ 35
所定内給与年額（最高～最低）		千円 9,695 ～ 7,963	千円 7,676 ～ 6,180	千円 6,145 ～ 5,529	千円 4,496 ～ 3,993
年間給与額（最高～最低）		千円 12,271 ～ 10,457	千円 9,979 ～ 8,123	千円 8,059 ～ 7,274	千円 5,922 ～ 5,408

④ 賞与（平成22年度）における査定部分の比率（事務・技術職員／研究職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 60.4	% 63.7	% 62.0
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	% 39.6	% 36.3	% 38.0
	最高～最低	% 46.2～34.7	% 42.2～30.8	% 44.2～33.0
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 64.6	% 68.2	% 66.4
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	% 35.4	% 31.8	% 33.6
	最高～最低	% 35.9～34.0	% 36.7～29.7	% 36.3～31.9

（研究職員）

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.1	% 61.2	% 60.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 39.9	% 38.8	% 39.3
	最高～最低	% 46.2～34.8	% 45.7～31.5	% 45.9～33.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 66.2	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.4	% 33.8	% 34.5
	最高～最低	% 35.9～34.1	% 36.8～29.8	% 36.4～31.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

（事務・技術職員）

対国家公務員(行政職(一))

113.2

対他法人(事務・技術職員)

107.7

（研究職員）

対国家公務員(研究職)

92.2

対他法人(研究職員)

91.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項
○事務・技術職員

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>指数の状況</td><td>対国家公務員　113.2
参考
地域勘案　116.6
学歴勘案　110.3
地域・学歴勘案　116.1</td></tr>
<tr><td>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</td><td>当研究所の調査対象者数は17人と少数であり、かつ、17人の対象者の中で6級以上の管理職が5人いるところであるが、係員については4人しかいないなど、その年々の人事異動による対象者の変化により、管理職が少なく、一般職員が多いような一般的な職員構成にならず、対象者が少数の法人においては年度毎の指数の変動が大きくなるものと考えている。
当研究所の事務職員のほとんどが国からの出向職員であり、給与水準も国に準じた体系をとっていることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わりない。にもかかわらず、給与水準が異なる数値となっている要因としては、
①組織的要因
出向者のほとんどが、国（特別区）からの出向者であり、異動保障として所在地の地域手当より高い異動保障を受けている者の割合が82.4%（17人中14人）となっており、地域指数が高い要因となっている。
②職員構成の相違
当所職員の国家公務員行政職俸給表（一）6級相当以上の管理職の割合29.4%（17人中5人）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の6級以上の占める割合（15.3%）（「国家公務員給与の概要（平成23年4月）」より）よりも高いこと等が給与水準が高い要因となっている。
また、職員の大卒者の割合70.6%（17人中12人）が国家公務員行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の大卒者の占める割合（51.6%）（「国家公務員給与の概要（平成23年4月）」より）よりも高いこと等が給与水準が高い要因となっている。

【主務大臣の検証結果】
地域、学歴等を考慮してもなお、国家公務員より高い水準であることから、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、国民の皆様に納得していただけるように、一層の給与水準の見直しについて十分検討していたださきたい。
その際には、事務職、技能職等様々な職種があることを踏まえて、評価・検証を行っていただきたい。
なお、ラスパイレス指数を用いて、法人の職員と国家公務員との給与水準を比較するに当たっては、その算出方法について、より客観的な比較が可能となるような工夫が必要であると考える。</td></tr>
<tr><td>給与水準の適切性の検証</td><td>【国からの財政支出について】
支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合　93.61%
（国からの財政支出額　10,356,220千円、支出予算の総額　11,062,926千円：平成22年度予算）
【検証結果】
平成22年度決算における、支出額10,727,338千円のうち、6,968,233千円は、当研究所以外の大学等に競争的資金等として支出するものである。残りの3,759,105千円のうち、2,800,923千円は当研究所の研究事業費であり、958,182千円は一般管理費である。そのうち628,809千円が給与、俸給等支給総額（支出総額に占める割合：5.9%）であるため、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。
【累積欠損額について】
累積欠損額30,722,363,101円（平成21年度決算）

【検証結果】
この繰越欠損金は旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が実施していた出資事業により生じたものであり、同機構から事業を引き継いだ医薬品医療機器総合機構を経て承継したものである。出資事業は、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と民間企業との共同出資により設立された研究開発法人が、医薬品、医療機器に係る研究開発を実施したものであり、研究開発に必要な費用を出資金により賄うため、研究開発の進行に伴い、出資金と欠損金の双方が増加する構造となっていたものである。

また、実用化研究支援事業は、国の財政投融資特別会計より政府出資金を受入れ、その出資金を委託費として支出しているものであり、出資金を費用として支出すると欠損金が増加する構造となっている。
このように、繰越欠損金は会計処理上発生しているものであり、給与支出とは無関係であり、繰越欠損金を増因させる要因とはなっていない。</td></tr>
</table>

講ずる措置	当研究所の職員の俸給、諸手当等の給与水準については、国の給与法改正を反映させているため法人独自の手当は一切ないところであり、国家公務員との比較において適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていくとともに、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置し、引き続き改善を図ることとする。平成23年度に見込まれる対国家公務員指数(推計)は、年齢勘案で概ね109、地域・学歴勘案で概ね115となるが、将来的に目指す給与水準としては、今後5年間で年齢勘案は105以下、地域・学歴勘案は110以下を目標とし、達成することとしたい。 当研究所事務部門においては、3部8課の最小限の組織体制とし、管理職ポストについては11ポストあるが、業務の効率化を図り1ポストを併任で対応するなど管理職のスリム化を図ったところである。今後、さらなる併任をかけるなどを行った場合に適正に業務を遂行できるかも含め、管理職ポストの在り方について検討を行ってまいりたい。 なお管理職割合が高いようにみえるのは、人件費の効率化を図るために定型的業務については非常勤職員・派遣職員などの活用を進め、管理職以外の正規職員の削減に努めていることがその要因である(29人中10人→27人中10人)。 ※支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合:5.9% 管理職割合:29.4% 大卒以上の高学歴者の割合:70.6%

Ⅲ 総人件費について

区　分	当年度（平成22年度）	前年度（平成21年度）	比較増△減		中期目標期間開始時（平成17年度）からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	628,809	619,466	9,343	(1.5)	－	－
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
退職手当支給額 (B)	45,461	20,993	24,468	(116.6)	－	－
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
非常勤役職員等給与 (C)	578,229	518,408	59,821	(11.5)	－	－
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
福利厚生費 (D)	172,819	154,941	17,878	(11.5)	－	－
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,425,318	1,313,808	111,510	(8.5)	－	－

総人件費について参考となる事項

① 中期目標において、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上を削減すること。
さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。
② 中期計画において、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上を削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。ただし、以下の人員に係る人件費は上述の人件費改革における削減対象から除外する。
・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）。
また、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分についても削減対象から除く。

常勤職員の中途採用や欠員の補充にあたっては若年者の採用をすすめるとともに、非常勤職員の活用を行って常勤職員数及び人件費の抑制に努めてきたところであるが、平成22年度においては、第二次中期計画の開始年度であり研究体制の整備を進めた結果、「給与、報酬等支給総額」については対前年度比1.5%、「最広義人件費」については対前年度比8.5%の微増となったところ。
しかしながら、総人件費改革の削減対象となる人件費については、平成22年度においては平成17年度から13.4%削減と着実に進展しているところである。

総人件費改革の取組状況

年　度	基準年度（平成17年度）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給与、報酬等支給総額	641,885	654,611	639,876	614,216	574,724	556,184
人件費削減率		2.0	△0.3	△4.3	△10.5	△13.4
人件費削減率（補正値）		2.0	△1.0	△5.0	△8.8	△10.2

注1：「人件費削減率（補正値）とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職（一）の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0．7%、0%、△2．4%、△1．5%である。

注2：競争的研究資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金又は国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画H18．3．28閣議決定）において指定されている戦略的重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）を削減対象人件費の範囲から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注3：注2の任期付研究者及び任期付職員の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」（削減対象人件費）は、基準年度（平成17年度）653,499千円、平成18年度685,489千円及び平成19年度673,992千円であった。

【主務大臣の検証結果】
総人件費削減目標を達成したことについては、日ごろの経営改善努力の証左と考えているが、給与水準については国家公務員を上回っており、運営費交付金が交付されていることにも鑑み、今後も適正な給与水準の在り方について検討していただきたい。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし

選考結果総括表

府省庁名　厚生労働省

役職		現任者				任命予定者			選考経過
		氏名	年齢	当初就任年月日	前職	氏名	年齢	現(前)職	
(独)国立健康・栄養研究所	監事(非常勤)	長谷川　敏彦	63	H21.4.1	国立保健医療科学院政策科学部長[OB] 日本医科大学医療管理学教室教授	岡山　明	55	公益財団法人結核予防会理事	応募総数　15名 ↓ 書類選考 ↓(4名) 面　　接 ↓(2名) 任命権者が選任
(独)高齢・障害者雇用支援機構	理事長	戸苅　利和	63	H19.10.1	厚生労働事務次官[OB] (独)高齢・障害者雇用支援機構理事	小林　利治	63	(株)東芝取締役(監査委員会委員) 日本年金機構監事	応募総数　42名 ↓ 書類選考 ↓(3名) 面　　接 ↓(1名) 任命権者が選任
(独)医薬基盤研究所	監事(非常勤)	大田　晋	64	H17.4.1	厚生省大臣官房付[OB] 川崎医療福祉大学医療福祉学部教授	宅　康次	62	経営コンサルタント 元田辺三菱製薬(株)監査部長	応募総数　7名 ↓ 書類選考 ↓(4名) 面　　接 ↓(2名) 任命権者が選任

独立行政法人医薬基盤研究所役員名簿新旧対照表

	現任者							就任(予定)者			任命権者	発令(予定)日
	役職	氏名	年齢	当初就任年月日	任期	任期満了年月日	前歴	氏名	年齢	前歴		
	理事長	山西 弘一	69	H17.4.1	4	H25.3.31	国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科長・医学部長				厚生労働大臣	
	理事(非常勤)	池田 年仁	56	H21.7.24	2	H23.3.31	神戸市保健福祉局参事	再任			理事長	H23.4.1
公募	監事(非常勤)	大田 晋	64	H17.4.1	2	H23.3.31	厚生省大臣官房付 川崎医療福祉大学医療福祉学部教授	宅 康次	62	経営コンサルタント 元田辺三菱製薬(株)監査部長	厚生労働大臣	H23.4.1
	監事(非常勤)	小南 悟郎	62	H21.4.1	2	H23.3.31	塩野義製薬(株)医薬研究本部主席研究員 大阪城南女子短期大学非常勤講師	再任			厚生労働大臣	H23.4.1

独立行政法人医薬基盤研究所非常勤監事 選任理由

本法人の使命は、医薬品等の開発に資する基盤的技術の研究、民間等において行われる研究開発の振興等を通じて、革新的医薬品等の創出に貢献し、国民保健の向上に資することにある。

そうした組織にあって、本ポストには、そのミッションとして、業務の運営状況、法令・規程等の実施状況、予算の執行状況及び決算状況等が適切かつ効率的に行われているかどうかの監査を行うとともに、独立行政法人の経営運営改革の実施について、監事という立場から積極的に参画することが求められる。

本件公募に対しては、７名の応募があり、選考委員会において、書類選考を経て、４人の候補者に対して面接を行い、当法人の監事としての適性を有する２人を選び、任命権者である厚生労働大臣に提示したところ、宅　康次氏を最適任と判断するに至ったところである。

任命理由は、民間会社における監査部門等の管理職を経て、現在、内部統制等に係る経営コンサルタント業に従事しており、監査業務について実務経験・知識が豊富であること、また、医薬品等の創出に資することを目的とした本法人の業務に関する理解・知見を有し、法人の業務改革への意欲もうかがえることなどが、選考委員会による書類選考及び面接を通じて最も高く評価され、任命権者としても独立行政法人の経営運営改革を促すことが期待できる最適任者であると判断したものである。

選考委員会の属性について

【厚生労働省】

・独立行政法人国立健康・栄養研究所　監事（非常勤）

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

・大学教授	２名
・公認会計士	１名
・会社（役）員	１名
計	４名

・独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構　理事長

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

・大学教授	２名
・労使関係者	２名
計	４名

・独立行政法人医薬基盤研究所　監事（非常勤）

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり

・大学教授	２名
・公認会計士	１名
・会社（役）員	１名
計	４名

・独立行政法人国立循環器病研究センター　理事長

選考委員会のメンバーの主な属性は以下のとおり

・大学教授	４名
・病院経営者	３名
・会社役員	１名
・団体役員	３名
計	１１名

（項目４）

事業費の冗費の点検
（委員長通知別添二関係）

事業費項目	点検状況	１年間実施した場合の削減効果額（単位：千円）
①庁費の執行状況の点検	・業務委託費は年間執行額で２８９百万円であり、年度末である３月分の執行額が２３百万円と年間の約１割程度である。同様に消耗品費も、年間４６５百万円中、３月分が５４百万円と年間の約１割程度であり、年度末に偏った予算執行は行われていない。修繕費、新聞図書購入費については、３月分が年間の約３割程度あるが、全体の予算に占める割合が少なく３月に高額な修理が発生したことや外国雑誌が暦年で発行されることによるためである。	
②旅費の執行状況の点検	・旅費交通費は年間執行額で３２百万円であり、年度末である３月分の執行額が４百万円と年間の約１割程度であり、年度末に予算残高に応じて不要不急な出張が行われているような不適切な執行は行われていない。	
③給与振込経費の削減	・全額振込制を実施。 ・国が振込一口座制を導入する前の一部の者については、複数振込口座の取扱いをしているが、導入後は、新規では複数口座は認めていない。	― 千円
④その他コスト削減について検討したもの	・入札仕様書の見直しを行い、競争性を高めた。（霊長類管理業務一式のうち、飼料とフィルター等を分離して入札）	74,017 千円

※　削減効果額とは、各項目について行った見直しを平成 22 年度当初から実施したと仮定した場合における平成 22 年度の実績額（推計）が、平成 21 年度の実績額からどれだけ削減したかを示すものである。

平成２２年度の経費に関する支出状況

（単位：円）

区　分	執行計画額	合　計	支出状況															
			第１・四半期				第２・四半期				第３・四半期				第４・四半期				
				４月	５月	６月		７月	８月	９月		１０月	１１月	１２月		１月	２月	３月	出納整理期
医薬基盤研究所計	9,989,507,000	8,884,201,498	301,460,106	106,954,943	89,784,173	104,720,990	426,500,142	137,601,062	116,504,882	172,394,198	386,868,945	121,236,201	133,973,616	131,659,128	7,769,372,305	140,713,229	142,688,149	7,485,970,927	
（経費の計）	9,989,507,000	8,884,201,498	301,460,106	106,954,943	89,784,173	104,720,990	426,500,142	137,601,062	116,504,882	172,394,198	386,868,945	121,236,201	133,973,616	131,659,128	7,769,372,305	140,713,229	142,688,149	7,485,970,927	
賃貸料		73,622,627	18,485,171	1,901,957	2,154,073	14,429,141	19,209,318	2,659,496	1,964,577	14,585,245	18,022,278	1,900,973	1,932,856	14,188,449	17,905,860	2,195,372	1,937,316	13,773,172	
諸謝金		13,568,540	2,148,020	462,180	565,270	1,120,570	6,988,013	835,560	5,286,023	866,430	2,683,197	1,077,920	882,400	722,877	1,749,310	835,100	808,960	105,250	
支払報酬		13,389,518	3,029,882	1,029,000	1,092,000	908,882	3,943,800	997,500	0	2,946,300	3,212,245	87,440	2,037,000	1,087,805	3,203,591	966,000	966,000	1,271,591	
業務委託費		288,781,328	52,462,177	19,455,547	19,835,116	13,171,514	82,545,484	31,618,792	15,179,491	35,747,201	81,103,940	25,171,171	26,318,698	29,614,071	72,669,727	25,450,227	24,683,743	22,535,757	
旅費交通費		32,215,673	8,232,386	4,726,496	1,619,960	1,885,930	7,075,362	2,646,662	1,501,430	2,927,270	6,868,405	2,514,960	2,801,550	1,551,895	10,039,520	3,586,810	2,435,210	4,017,500	
消耗品費		465,333,969	85,945,548	31,251,957	26,780,402	27,913,189	117,701,183	43,845,755	34,660,223	39,195,205	103,107,151	28,700,873	39,043,377	35,362,901	158,580,087	46,555,806	58,271,451	53,752,830	
通信運搬費		18,295,534	4,727,159	1,358,918	1,807,863	1,560,378	4,303,237	1,364,170	1,585,286	1,353,781	4,028,366	1,331,748	1,312,521	1,384,097	5,236,772	1,336,882	1,448,937	2,450,953	
水道光熱費		324,616,060	59,209,216	22,789,209	14,999,169	21,420,838	0 104,599,867	31,364,810	30,990,170	42,244,887	0 80,461,245	28,522,793	29,616,710	22,321,742	0 80,345,732	31,199,249	23,652,996	25,493,487	
租税公課		6,389,300	4,770,100	1,116,700	958,000	2,695,400	5,000	0	2,000	3,000	1,582,300	2,000	2,000	1,578,300	31,900	0	0	31,900	
保守料		181,648,963	30,895,045	11,121,048	11,833,100	7,940,897	47,480,097	10,172,469	13,567,840	23,739,788	42,230,174	11,062,864	19,584,372	11,582,938	61,043,647	11,931,070	13,499,007	35,613,570	
修繕費		49,979,861	6,920,896	1,826,139	1,660,890	3,433,867	9,616,709	5,580,584	2,103,643	1,932,482	9,367,206	3,314,818	3,242,137	2,810,251	24,075,050	2,613,071	8,138,592	13,323,387	
会費		552,727	21,122	0	2,362	18,760	322,851	28,756	16,624	277,471	117,571	62,703	36,454	18,414	91,183	36,911	26,961	27,311	
印刷製本費		8,904,724	3,605,479	707,700	1,284,150	1,613,629	3,641,925	1,241,205	957,600	1,443,120	2,717,570	4,620	2,203,700	509,250	▲ 1,060,250	958,650	99,185	▲ 2,118,085	
保険料		5,518,640	5,487,440	5,464,970	22,470		0	0	0	0	17,010	0	17,010	0	14,190	0	0	14,190	
新聞図書費		33,447,912	2,418,557	93,782	1,365,944	958,831	1,604,850	67,045	171,954	1,365,851	10,776,717	6,667,578	267,982	3,841,157	18,647,788	7,816,670	592,538	10,238,580	
車両維持費		1,432,730	254,768	28,274	126,383	100,111	679,935	52,808	55,709	571,418	161,844	38,927	82,193	40,724	336,183	0	249,292	86,891	
研修費		17,983,761	2,827,094	298,550	774,526	1,754,018	3,891,331	1,601,402	1,253,772	1,036,157	11,103,866	7,093,969	1,359,746	2,650,151	161,470	1,055,403	512,897	▲ 1,406,830	
支払手数料		1,625,317	358,191	214,500	100,608	43,083	401,134	104,062	162,966	134,106	478,277	148,833	175,371	154,073	387,715	103,571	136,806	147,338	
福利厚生費		24,912,146	6,484,606	1,872,742	1,781,434	2,830,430	5,825,074	2,148,040	1,881,866	1,795,168	5,810,482	2,098,933	1,815,506	1,896,043	6,791,984	3,050,775	1,864,506	1,876,703	
広告宣伝費		11,639,467	930,615	420,000	210,000	300,615	5,479,056	673,854	4,784,202	21,000	2,175,100	1,008,000	982,800	184,300	3,054,696	115,500	3,014,820	▲ 75,624	
雑費		5,444,165	2,246,634	815,274	810,453	620,907	1,185,916	598,092	379,506	208,318	844,001	425,078	259,233	159,690	1,167,614	906,162	348,932	▲ 87,480	
基礎研究推進委託		6,269,176,066	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,269,176,066	0	0	6,269,176,066	
開発助成費		650,267,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	650,267,000	0	0	650,267,000	
パイドール委託費		385,455,470	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	385,455,470	0	0	385,455,470	

※３月分でマイナス（▲）が計上されているのは、共同研究等の研究終了年度が翌年度以降で、平成22年度の経費を３月末に決算仕訳により未成受託研究（流動資産）に振替えたためである。

（項目５）

契　　約
（委員長通知別添二関係）

①契約監視委員会からの主な指摘事項	契約監視委員会からは、以下のようなご指摘を頂いており、改善に努めた。 ・予定価格について、経済情勢に見合っているかの検証を行うこと。 ・契約相手が限定されないように仕様書を見直すこと。 ・入札参加が容易になるように公告期間や実施までの期間を検討すること。
②契約監視委員会以外の契約審査体制とその活動状況	外部委員１名を含めた６名体制の契約審査委員会を平成２２年７月に立ち上げ、平成２２年９月及び平成２３年１月に開催し、１千万円以上の入札案件４２件及び５００万円以上の随意契約（公募）案件１件の事前審査を行った。当該審査においては次のご指摘を頂いた。 ・システム運用支援に係る調達（システム保守）について、業務内容を検証し、可能であれば一括調達とすること。 契約事務においては、要求部所からの要求書及び仕様書を審査し、調達方法を検討した上で、入札を行う場合は、入札伺及び開札後の契約伺を契約事務に関係しない者を含めた内部決裁により、審査を行う体制を整えている。契約履行後には、要求部所と請負業者間のみで検査が行われることが無いよう、契約担当者が検査を行い、内部牽制体制を整えている。
③「随意契約等見直し計画」の進捗状況	随意契約の見直しに伴い調達は、原則一般競争入札を行っているため、平成２２年度において随意契約を締結したものは、厚生労働大臣からの指定を受けた者との医薬品開発助成や土地の借料など真にやむを得ないもののみとなり、見直し計画は確実に進展している。また、複数年契約していたものについて契約満了をもって、一般競争入札へ移行した。

	契約全体で企画競争等が占める割合が多くなっているが、その９８％が基礎研究推進事業における研究委託に係るものである。
④一者応札・一者応募となった契約の改善方策	一者応札・一者応募となった契約の改善策として、仕様の見直しを行った。 ・緑地整備業務一式 公告期間を１０日間以上の１４日間とし、業務履行期間を短縮し経費見積りを出しやすくした結果、応札者数が１者から３者へ増えた。
⑤契約に係る規程類とその運用状況	低入札に関する調査基準を設ける等、契約に係る規程類について、国の基準と同等に規程を整備し、調査基準額を下回る入札に関しては、調査を行った。 一括再委託の禁止措置に関して、契約書記載条項に定めた。
⑥再委託している契約の内容と再委託割合（再委託割合が50%以上のもの又は随意契約によるものを再委託しているもの）	該当する再委託は行われていない。
⑦公益法人等との契約の状況	・一般競争入札案件 「医科学研究用霊長類繁殖育成業務」（２者入札） （社）予防衛生協会 ・企画競争により締結した基礎研究推進事業等の随意契約 国立大学法人等１８８件
⑧その他調達の見直しの状況	随意契約を真にやむを得ないもののみとし、一般競争入札の導入を進めた。 契約監視委員会、契約審査委員会からの意見を反映し、調達方法、仕様及びコストについて見直しを行った。

（項目５の２）

Ⅰ　平成２２年度の実績【全体】

		件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札（最低価格落札方式）	110 件 (30.9%)	11.5 億円 (13.8%)
	うち一者応札	42 件 【38.2%】	5.4 億円 【47.0%】
	総合評価落札方式	0 件 (0.0%)	0.0 億円 (0.0%)
	うち一者応札	0 件 【0.0%】	0.0 億円 【0.0%】
	指名競争入札	0 件 (0.0%)	0.0 億円 (0.0%)
	うち一者応札	0 件 【0.0%】	0.0 億円 【0.0%】
	企画競争等	222 件 (62.4%)	63.4 億円 (76.2%)
	うち一者応募	1 件 【0.5%】	0.1 億円 【1.6%】
競争性のない随意契約		24 件 (6.7%)	8.3 億円 (10.0%)
合　計		356 件 (100%)	83.2 億円 (100%)

※　予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。

※　【　　%】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。

※　「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。

※　「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅱ　平成２２年度の実績【公益法人】

			件数	金額
競争性のある契約	一般競争入札（最低価格落札方式）		1 件 (0.5%)	1.2 億円 (2.1%)
		うち一者応札	0 件 【0.0%】	0.0 億円 【0.0%】
	総合評価落札方式		0 件 (0.0%)	0 億円 (0.0%)
		うち一者応札	0 件 【0.0%】	0 億円 【0.0%】
	指名競争入札		0 件 (0.0%)	0 億円 (0.0%)
		うち一者応札	0 件 【0.0%】	0 億円 【0.0%】
	企画競争等		189 件 (99.5%)	57.0 億円 (97.9%)
		うち一者応募	1 件 【0.5%】	0.1 億円 【0.2%】
競争性のない随意契約			0 件 (0.0%)	0 億円 (0.0%)
合　計			190 件 (100%)	58.2 億円 (100%)

※　「公益法人」は、いわゆる広義の公益法人を指し、独立行政法人、特例民法法人等のほか、社会福祉法人や学校法人も含む。
※　予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号の金額を超えないもの）を除く。
※　【　　%】には、一般競争入札等のうち一者入札・応募となったものの割合を示す。
※　「競争性のある契約」の各欄には、不落・不調随契が含まれ、一者入札・応募としてカウントしている。
※　「企画競争等」は、企画競争及び公募を示す。

Ⅲ　随意契約等見直し計画の進捗状況　その１

		随意契約等見直し計画による見直し後の姿		平成22年度実績	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		16件 (5.3%)	0.6億円 (1%)	16件 (5.3%)	0.6億円 (0.5%)
競争性のある契約	競争入札	12件 (4.0%)	0.6億円 (0.5%)	12件 (4.0%)	0.6億円 (11.7%)
	企画競争等	185件 (61.7%)	95.0億円 (82.8%)	185件 (61.7%)	95.0億円 (82.8%)
競争性のない随意契約		87件 (29.0%)	18.5億円 (16.1%)	87件 (29.0%)	18.5億円 (16.1%)
合　計		300件 (100%)	114.7億円 (100%)	300件 (100%)	114.7億円 (100%)

※　「随意契約等見直し計画」策定時の個々の契約が、平成22年度においてどのような契約形態にあるかを記載するもの。

※　「随意契約等見直し計画による見直し後の姿」の各欄の件数・金額は、随意契約等見直し計画時の件数・金額から複数年契約で平成22年度に契約の更改を行っていないものを除いたもの。

※　予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号の金額を超えないもの）を除く。

※　「競争入札」は、一般競争入札及び指名競争入札を示す。

※　「企画競争等」は、企画競争及び公募を示し、平成22年度実績欄には不落・不調随契が含まれる。

Ⅳ　随意契約等見直し計画の進捗状況　その２

		一者応札・一者応募案件の見直し状況（20年度実績）		22年度も引き続き一者応札・一者応募となったもの	
		件数	金額	件数	金額
事務・事業をとりやめたもの		0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)	0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)
契約方法を変更せず条件等の見直しを実施（注２）	仕様書の変更	54件 (83.1%)	6.0億円 (70.6%)	13件 (20.0%)	1.5億円 (17.6%)
	参加条件の変更	0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)	0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)
	公告期間の見直し	0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)	0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)
	その他	37件 (56.9%)	4.4億円 (51.8%)	8件 (12.3%)	1.3億円 (15.3%)
契約方式の見直し		0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)	0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)
その他の見直し		0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)	0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)
点検の結果、指摘事項がなかったもの		0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)	0件 (0.0%)	0億円 (0.0%)
一者応札・一者応募が改善されたもの		－	－	51件 (78.7%)	3.2億円 (74.1%)
合　計		65件 (100%)	8.5億円 (100%)	65件 (100%)	8.5億円 (100%)

（注１）　平成20年度に一者応札・一者応募であった個々の契約が、見直しによって、平成22年度の契約ではどの程度一者応札・一者応募となったかを示している。

（注２）　内訳については、重複して見直ししている可能性があるため計が一致しない場合がある。

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人医薬基盤研究所

１．随意契約の見直し計画

（１）平成１８年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも２０年度から一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの（18年度限りのものを含む。）				(5%) 16	(1%) 60
一般競争入札等	競争入札			(4%) 12	(1%) 62
	企画競争	(61%) 184	(77%) 8,885	(62%) 185	(83%) 9,501
随意契約		(39%) 116	(23%) 2,591	(29%) 87	(16%) 1,853
合　計		(100%) 300	(100%) 11,476	(100%) 300	(100%) 11,476

（注１）見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの
（注２）金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(25%) 2	(24%) 6
一般競争入札等	競争入札			(0%) 0	(0%) 0
	企画競争	(37%) 3	(20%) 85	(50%) 4	(51%) 317
随意契約		(63%) 5	(80%) 344	(25%) 2	(25%) 106
合　計		(100%) 8	(100%) 429	(100%) 8	(100%) 429

(注１) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの
(注２) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(5%) 14	(1%) 54
一般競争入札等	競争入札			(4%) 12	(1%) 62
	企画競争	(62%) 181	(80%) 8,800	(62%) 181	(83%) 9,184
随意契約		(38%) 111	(20%) 2,247	(29%) 85	(16%) 1,747
合　計		(100%) 292	(100%) 11,047	(100%) 292	(100%) 11,047

(注１) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの
(注２) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

２．随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

平成１９年１２月までに、以下の措置を講じ、平成２０年１月以降、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成２０年度から一般競争入札等に移行。

（１）総合評価方式の導入拡大

①　平成１９年度の総合評価落札方式による競争入札の実績を踏まえ、契約内容に応じ総合評価落札方式に移行すべき契約の検討及び実施体制を整える。

②　総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。

（２）複数年度契約の拡大

①　平成１８年度契約において複数年度契約を締結しているところであるが、他の契約内容においても複数年度契約に移行することが出来る案件について検討を行う。

（３）入札手続きの効率化

①　一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、公告の方法等について検討を行う。

「１者応札・１者応募」に係る改善方策について

平成２１年５月２２日
独立行政法人医薬基盤研究所

当所では、随意契約見直し計画に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行することとしている。また、移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とすることとしている。

しかしながら、一般競争入札や企画競争に移行したものの１者応札・１者応募となっている事例が散見され、競争性が十分に確保されていない現状となっている。

このことから、当所では、競争性の一層の確保のために下記の改善方策を定めて取り組むこととする。

記

１．公示に関する事項

・公示は、公示情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。

・公示は、全てホームページに掲載することとする。さらに、参入が予想される業者に広くＰＲを行うなど周知に努める。

・公示は、可能な限り土日祝日を除いて１０日間以上を確保する。

２．資格要件に関する事項

・資格要件は、官公庁等の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

３．仕様等に関する事項

・仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にしない。また、入札説明会等は可能な限り実施する。

・発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

４．参加者への配慮に関する事項

・契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。

・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。

・複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう、複数年契約を検討する。

（項目６）

内　部　統　制

①統制環境	１　理事長の役職員へのミッションの周知等 ①当研究所のミッションや中期計画及び年度計画について、研究職を含む職員等の意見を踏まえて策定するとともに、業務計画については実施状況のフォローアップを行うための中間とりまとめを行い、日頃からこれらのミッション等を踏まえ業務を遂行している。 ②さらに、これらミッション等を含め業務全般の運営については、理事長、役員が参加する「幹部会」及び研究リーダーが参加する「リーダー連絡会」を密に開催し、意見交換等を行い、業務運営における理事長の理念が直接、伝達される環境を構築している。 ２　理事長のリーダーシップ発揮及びマネジメントの実効性確保 ①業務運営の企画立案を専門とする部署及び人員・予算を配分調整する専門部署が、業務遂行の総合調整を行っている。 ②業務計画については、中期計画及び年度計画を元に研究プロジェクト及び課室レベルで作成し計画的に業務を遂行している。また、コスト管理については研究部門で計画的な予算執行を行うとともに、管理部門が全体管理及び調整を行っている。 ３　内部統制の構築状況 ①中期計画等の目標達成等、独立行政法人のミッションを適切に果たす観点から「業務の有効性・効率性」及び研究機関として不正防止や倫理の保持等の「法令等の遵守」も重要であり両者を第１位と考える。「資産の保全」及び「財務報告等の信頼性」については当然求められるべき事項であり、優劣をつけず同順位であると考える。 ②内部統制の統括部署は「総務部」であり、各推進部署として総務部、戦略企画部及び研究振興部の各担当課において、合計６人が内部統制の推進を担当している。

	4　役員会の位置付け、権限の状況 　常勤役員が１人であり役員会はないが、理事長及び理事並びに幹部職員で構成する「幹部会」を設置し、運営要領を設け、定期的に開催している。幹部会は、業務運営に関する事項の連絡調整等を行っている。 5　理事長と監事・会計監査人の連携状況 ①監事とは、監査計画立案、実施、監査報告時及び監事も参加する「幹部会」において業務運営に関する重要事項について、意見交換等を行い連携を図っている。 ②会計監査人とは、監査計画立案、実施、意見集約、監査報告時にそれぞれ意見交換を行っているほか、内部統制のあり方等についても監査法人から意見を聴取し、コンプライアンス体制の確立を進めている。 6　その他統制環境に関する状況 　統制環境の向上のため、理事長が参加する「幹部会」及び「リーダー連絡会」などを積極的に開催し、理事長のトップマネジメントによる迅速な方針決定の下、機動的かつ効率的な業務運営を実施している。これらにより、理事長の理念や経営方針が職員に直接伝達され、風通しの良い体制の確保や組織全体の一体感の醸成が図られている。
②リスクの識別・評価・対応	1　リスクの洗い出し 　各部署及び各プロジェクトにおいて、日常業務を行う中でリスクの洗い出しを行うとともに、コンプライアンスの推進の一環として、法令遵守等に関する通報窓口を設置し、リスク管理を実施している。 2　現場の問題等の伝達 　全職員を対象とした、業務改善に関するアイデア等を聴取するため、「業務改善目安箱」を設置し、業務遂行上の問題点を把握するともに、理事長へ報告する体制を構築している。
③統制活動	理事長をトップとするコンプライアンス委員会を中心に、各部門にコンプライアンス推進担当者を配置し、法令及び業務関係の各種規程の遵守を推進している。

④情報と伝達	1　所内ＬＡＮシステムを活用し必要な情報を掲載し情報の共有を図るとともに、ホームページ上にスーパー特区や薬事規制、研究論文リスト、特許一覧等を公開している。また、閲覧者の利便性の観点から必要な改修を実施するなど、情報公開を推進している。 2　当所のホームページ上に一般国民からの意見等を受け付け、業務改善等の検討を行っている。
⑤モニタリング	1　日常的モニタリング コンプライアンス委員会及び内部監査チームが定期的に業務全般に係る事項についてモニタリングを実施するとともに、職員全員が遂行するべき法令遵守等の取組を網羅した「コンプラインス・マニュアル」を策定し、周知徹底を図っている。 2　独立的評価と評価プロセス 監事に対して、内部統制の状況等について報告するとともに、監事監査においては、理事長のトップマネジメントによるコンプライアンスの推進体制及び各部におけるリスク評価やモニタリングの対応状況等を視点として監査を実施している。また、内部統制に係る評価委員会及び政・独委の２次意見については理事長へ適宜報告している。 3　内部統制上の問題についての報告 内部統制上の問題点については、独法評価委員会などの指摘や評価について理事長が把握し、業務改善を図るとともに、監事監査においても理事長のマネジメントの状況も踏まえて評価を行い、監査結果については理事長等の役員へ報告を行っている。
⑥ＩＣＴへの対応	所内共用ＬＡＮシステムを中心に情報や知識の共有を図るとともに、利用に当たっては、利用者の所属部署によりアクセス情報の制限、アクセス履歴による不正アクセスの監視の強化及び情報サーバの定期的なバックアップ、高度セキュリティを必要とする地域への入室制限など、情報等のセキュリティを確保しつつ、必要な情報を共有している。 ※　ＩＣＴ：Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。ＩＴと同様の意味で用いられることが多いが、「コミュニケーション」という情報や知識の共有という概念が表現されている点に特徴がある。

<table>
<tr><td rowspan="2">⑦監事監査・内部監査の実施状況</td><td>監事監査</td><td>1　中期計画・年度計画等の妥当性について
　中期計画及び年度計画の妥当性やこれらに基づき適正な業務運営が図られているかについて監査事項としている。

2　役職員の給与水準について
　役職員の給与水準については、国家公務員と同一であり、法人独自の手当もないことから適正な水準であることを監査で評価を受けている。

3　理事長のマネジメントの発揮状況について
　理事長、役員が参加する「幹部会」等を定期的に開催し、理事長のトップマネジメントの下、迅速な業務運営が図られている。</td></tr>
<tr><td>内部監査</td><td>大阪本所の旅費事務等の会計事務について内部監査を実施し、結果を監事及び理事長に報告の上、公表した。</td></tr>
<tr><td>⑧内部統制の確立による成果・課題</td><td colspan="2">理事長のトップマネジメントによる迅速な方針決定の下、機動的かつ効率的な業務運営が図られる体制は確立している。
今後ともかかる体制を維持しつつ、コンプライアンスの充実・強化や理事長の経営判断への支援体制の強化を図っていきたい。</td></tr>
</table>

（項目７）

事務・事業の見直し等
（委員長通知別添三関係）

①独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされたものの取組状況 （22年度中又は22年度から実施とされたもの）	○基盤的技術研究については、「大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等を図ること」とされ、研究分野を①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の３分野に重点化した。 ○生物資源研究については、「大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等を図ること」とされ、難病以外のＤＮＡバンクを廃止し、遺伝子バンクを難病分野に特化した。 　また、「自己収入の拡大を図ること」とされ、分譲額に応じて自己収入の増加する仕組みを導入したことにより、平成22年度の自己収入について、ヒューマンサイエンス振興財団からの技術支援料が増加するとともに、平成25年度からの本法人による細胞分譲の実施を目指して、平成23年度に分譲に必要な設備を整備する予算を一時的に手当するなど体制作りを進めるとともに、所管課との連携の下、本法人が実施することを前提とした議論を関係法人と進めている。
②行政刷新会議事業仕分けでの判定結果を受けた取組状況	○基盤的技術研究については、「事業規模は縮減、当該法人と厚労省、特定法人との関係等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業の重点化、事業主体の一元化という視点で見直し」とされ、研究分野を①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の３分野に重点化した。 ○生物資源研究については、「事業規模は縮減、当該法人と厚労省、特定法人との関係等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業の重点化、事業主体の一元化という視点で見直し」とされ、難病以外のＤＮＡバンクを廃止し、遺伝子バンクを難病

	分野に特化した。 ○基礎研究推進事業については、「国等が実施し、事業規模は現状維持、当該法人と厚労省、特定法人との関係、科研費等との関係、製薬会社向け支援や当該独法が実施する必要性等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業主体の一元化という視点で見直し」とされ、基礎研究推進事業の平成23年度新規分は国（厚生労働省）において公募し、国で実施している。 ○希少疾病用医薬品等開発振興事業については、「国等が実施し、事業規模は現状維持、当該法人と厚労省、特定法人との関係、科研費等との関係、製薬会社向け支援や当該独法が実施する必要性等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業主体の一元化という視点で見直し」とされ、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会で薬事法等改正の検討を行っており、その中で希少疾病用医薬品・医療機器の開発支援体制についても議論されている。今後、今年中に必要な制度改正案のとりまとめが行われる予定である。 ○実用化研究支援事業については、「事業の廃止（不要資産については速やかに国庫返納）」とされ、平成２３年度から廃止した。なお、資金回収が見込める既契約分のみ経過的に実施することとし、既採択案件の研究進捗状況の把握、指導・助言を行った。
③省内事業仕分けで自ら示した改革案の取組状況	○基盤的技術研究、生物資源研究については、事業の重点化等による規模縮減することとしており、基盤的技術研究については、研究分野を①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の３分野に重点化し、また、生物資源研究については、難病以外のＤＮＡバンクを廃止し、遺伝子バンクを難病分野に特化した。 ○ヒューマンサイエンス振興財団（以下「ＨＳ財団」という。）との関係の見直しについては、ＨＳ財団との共同による事業（細胞分譲）を廃止し、基盤

	研が自ら実施することとしており、平成25年度からの基盤研による細胞分譲の実施を目指して、平成 23 年度に分譲に必要な設備を整備する予算を一時的に手当するなど体制作りを進めるとともに、所管課との連携の下、本法人が実施することを前提とした議論を関係法人と進めている。 ○基礎研究推進事業については、平成23年度より新規募集分を国で実施することとしており、平成23年度新規分は国（厚生労働省）において公募し、国で実施している。 ○希少疾病用医薬品等開発振興事業については、政府における研究開発独法等のあり方の議論等も踏まえ、今後の事業の実施体制を引き続き検討することとしており、現在は、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会で薬事法等改正の検討を行っており、その中で希少疾病用医薬品・医療機器の開発支援体制についても議論されている。今後、今年中に必要な制度改正案のとりまとめが行われる予定である。 ○実用化研究支援事業については、平成２３年度から廃止した。なお、資金回収が見込める既契約分のみ経過的に実施することとし、既採択案件の研究進捗状況の把握、指導・助言を行った。 ○承継事業については、出資法人、導出先の企業に対し、収益最大化のための指導・助言を行った。また、外部専門家からなる成果管理委員会の意見を踏まえ、期待される収益が管理コストを上回る可能性がないと判断された場合には、出資法人の解散整理の措置を行い、債権の回収・管理業務の効率化を図っている。
④その他事務・事業の見直し	○所内のコンプライアンスの管理手順及び行動原則に関する「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、職員へ周知徹底を図った。 ○役職員が業務を遂行するに当たり遵守するべき事項を定めた「役職員行動規範」及び研究者が研究を遂行する上で求められる事項を定めた「研究者行動規範」を策定し、職員へ周知徹底を図った。

	○民間企業におけるコンプライアンスの取組事例に関するセミナーを開催し、業務運営上のコンプライアンスの重要性について職員へ啓発を行った。
⑤公益法人等との関係の透明性確保 （契約行為については、項目５「契約」に記載）	○　承継事業（出資）は、旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（平成１６年度に（独）医薬品医療機器総合機構へ承継）において実施していた事業を医薬基盤研究所が平成１７年度に承継したものである。 ○　医薬基盤研究所における出資実績はなく、医薬基盤研究所法附則（以下、「附則」という。）第１２条の規定により、出資法人の管理業務（清算を含む）を平成３５年度末まで実施する（平成２２年度末時点で２社。）。 　承継事業を終えたときは、附則第１３条の規定により、承継勘定は廃止され、その債務を弁済してなお残余財産がある場合には、その残余財産の額に相当する金額を国庫に納付することとなる。 ○　独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成２２年１２月７日閣議決定）において、承継事業については、既出資の回収が終了するまでは業務を継続し、平成３５年度末までに事業を廃止することとされた。 ○　現存する出資法人に対しては、事業報告書、事業計画書等の提出資料の内容確認や実地調査、外部専門家から構成される成果管理委員会における面接評価の結果により、出資法人が将来的に、管理コストを上回る収益を上げる可能性が無いと判断される場合は、速やかに解散整理の措置を講ずることとしており、平成２２年度は、平成２２年６月に(株)エイジーン研究所を清算した。 ○（財）ヒューマンサイエンス振興財団との共同事業である培養細胞の分譲事業について、平成 21 年度から、同財団から徴収する技術支援料を定額

	制から売上額に見合った対価を徴収する枠組みに変更した。 　今後、分譲事業については、医薬基盤研究所自ら実施する形態とすることとしている。

行政刷新会議「事業仕分け第2弾」評価結果一覧

4月27日(火) 第3日目

【ワーキンググループB】

番号	法人名	事業名	WG結論
13	医薬基盤研究所	(1)基盤的技術研究 (2)生物資源研究	事業規模は縮減　当該法人と厚労省、特定法人との関係等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業の重点化、事業主体の一元化という視点で見直し
	医薬基盤研究所	(3)基礎研究推進事業 (5)希少疾病用医薬品等開発振興事業	国等が実施し、事業規模は現状維持　当該法人と厚労省、特定法人との関係、科研費等との関係、製薬会社向け支援や当該法人が実施する必要性等を再整理した上で、ガバナンスの強化、事業主体の一元化という視点で見直し
	医薬基盤研究所	(4)実用化研究支援事業	事業の廃止(不要資産については速やかに国庫返納)

独立行政法人医薬基盤研究所の改革案について

1. ヒト（組織のスリム化）

＜平成21年度＞ 83人（役員4、職員79） 5支所

＜平成22年度＞ 86人（役員4、職員82） 5支所

＜平成23年度＞ 82人（役員4、職員78） 4支所

・薬用植物資源研究センター和歌山圃場の廃止（▲1支所）
・業務効率化や事業の見直し

仕分け後

国家公務員OB関連

	平成21年度	平成22年度	削減数
役　員	1（非常勤監事）／4	1（非常勤監事）／4	0
職　員	0／79	0／82	0
嘱託職員（OB）	3	0	▲3

※ 政府全体の「研究開発法人」のあり方の検討を踏まえさらに検討

改革効果

《削減数》

仕分け後 ▲4人

▲1支所

《今後の対応》

役員（非常勤監事）1名については、任期満了時に公募による選任を実施

2. モノ（余剰資産などの売却）

仕分け後

薬用植物資源研究センター和歌山圃場（4，847．28㎡）の土地売却　▲1．8億円
不要資産の国庫返納　▲73億円（平成20年度決算時点）

≪国庫納付見込額≫

仕分け後 ▲74．8億円 ⇦ 仕分け前 ▲1．8億円

3. カネ（国からの財政支出の削減）

仕分け後

〈平成21年度〉 122．1億円　〈平成22年度〉 103．2億円 ⇨ 〈平成23年度〉 89．9億円

実用化研究支援事業の平成23年度からの廃止による削減
※ 資金回収の見込める既出資分のみ経過的に実施。
基礎研究推進事業の新規事業分を国で実施することによる削減

《削減額》

仕分け後 ▲13．3億円 ⇦ 仕分け前 ▲5億円

4. 事務・事業の改革

○ 他の研究開発型の独立行政法人との統合

研究開発法人のあり方の検討も踏まえつつ、他の研究開発型の独立行政法人との統合を行い、業務の効率化、合理化を図る。

仕分け後

○ 基盤的技術研究、生物資源研究について、事業の重点化等による規模縮減

・ 難病など、民間では実施できない分野に特化し、重点化する。

・ ヒューマンサイエンス振興財団との関係の見直しに併せ、生物資源配分の適正な価格水準の検討等を行い、交付金の縮減を図る。

仕分け後

○ ヒューマンサイエンス振興財団（HS財団）との関係の見直し

・ HS財団との共同による事業（細胞分譲）を廃止し、基盤研が自ら実施する。

※ 移管の具体的な方法等については、研究者への分譲に影響がでないよう留意しつつ、本年度中を目途に検討

仕分け後

○ 基礎研究推進事業については、来年度より新規募集分を国で実施する。希少疾病用医薬品等開発振興事業については、政府における研究開発独法のあり方の論議等も踏まえ、今後の事業の実施体制を引き続き検討する。また、有識者会議等により助成額等の評価基準を作成し、国のガバナンス強化を図る。

【参考】仕分け結果を踏まえた改革案について（（独）医薬基盤研究所）

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
1．基盤的技術研究、生物資源研究について、事業の重点化等による規模縮減	難病など、民間では実施できない分野に特化し、重点化する。 また、2．に記載の見直しと併せ、生物資源配分の適正な価格水準の検討等を行い、交付金の縮減を図る。
2．ヒューマンサイエンス振興財団（HS財団）との関係を見直すべき。	HS財団との共同による事業（細胞分譲）を廃止し、基盤研が自ら実施する。 ※ 移管の具体的な方法等については、研究者への分譲に影響がでないよう留意しつつ、本年度中を目処に検討。
3．基礎研究推進事業、希少疾病用医薬品等開発振興事業について、事業主体の一元化等の視点から、国等が実施。	基礎研究推進事業については、来年度より新規募集分を国で実施する。 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、政府における研究開発独法のあり方の論議等も踏まえ、今後の事業の実施体制を引き続き検討する。 また、有識者会議等により助成額等の評価基準を作成し、国のガバナンス強化を図る。

主な指摘事項	改革案の更なる見直し内容
4. 実用化研究支援事業の廃止	平成23年度から廃止する。 ※ 資金回収が見込める既契約分のみ経過的に実施。
5. 承継業務の廃止	廃止する。 ※ 既出融資のみ経過的に実施。
6. 不要資産の国庫返納	旧機構から引き継いだ資産(政府出資金)を、国庫返納する。 ※ 承継業務に要するものとして約48億円(既出融資等を経過的に実施するための出資金は確保)、その他約25億円(平成20年度決算時点)